

親/保護者の権利：ご家族のためのアーリー・スタートガイド (2026年改訂版)

本文書には法令および規則の引用が含まれていますが、あなたの状況に適用されるすべての引用が記載されているとは限りません。

- ・ CFRとは、連邦規則集 (Code of Federal Regulations) を指します。
- ・ GCとは、「アーリー・スタート」を規定する州法を定めた、政府法令 (Government Code) を指します。
- ・ CCRとは、カリフォルニア州法規集 (California Code of Regulations) を指します。

「アーリー・スタート」における保護者としての権利についてご質問がある場合は、お住まいの地域の地域センターまたは地方教育機関 (LEA) までお問い合わせください。

インフォームド・コンセント (十分な説明を受けた上での同意)

お子様が「アーリー・スタート」による検査またはサービスを受けるには、事前に書面によるあなたの同意が必要です。このプログラムには、あなたまたはお子様に関する情報を共有してよいというあなたの許可が必要です。これは、インフォームド・コンセントと呼ばれるものです。

[34 CFR 303.7,
34 CFR 303.420]

- あなたは、家庭で普段使っている言語で、あらゆる情報を得る権利があります。 [34 CFR 303.7]
- 以下の事項については、書面によるあなたの許可が必要です：
 - テストまたは評価など。 [34 CFR 303.420(a), 17 CCR 52162(a)]
 - 「アーリー・スタート」サービスの開始。 [34 CFR 303.420(a), 17 CCR 52162(a)]
 - お子様の個人情報の他者への開示。 [34 CFR 303.414, 17 CCR 52162(B), 17 CCR 52169]
 - 医療費が高くなる、または給付が削減されたりする可能性がある場合の、医療保険の利用。 [17 CCR 52162(d)]
- サービスまたはテストの停止に関する同意は、いつでも書面にて撤回することができます。 [34 CFR 303.7(c), 34 CFR 303.420(b), 17 CCR 52162(c)]

守秘義務および記録へのアクセス

お子様およびご家族についてご提供いただいた情報はすべて、個人情報として厳重に保護されます。この情報を閲覧できるのは、お子様を直接支援している方のみです。

[34 CFR 303.29,
17 CCR 52160(a)]

- あなたは、お子様の記録を閲覧し、またその写しを受け取る権利があります。 [34 CFR 303.405]
- 請求から五営業日以内に、あなたの記録の写し、またはその説明を受け取ることができます。 [17 CCR 52164(b)]
- お子様の記録の誤った情報の修正または削除を、当プログラムに依頼することができます。 [17 CCR 52168]
- プログラム側で記録の修正が行われない場合は、責任者との面談を申し入れ、その件について話し合うことができます。 [17 CCR 52168(c)]
- プログラムは、ご家族の記録をどのように安全に、およびプライバシーを保護して管理しているかを説明しなければなりません。 [34 CFR 303.404, 34 CFR 303.420, 17 CCR 52162, 17 CCR 52165, 17 CCR 52169]

評価と査定

お子様が「アーリー・スタート」の対象となるかどうかを確認するために、専門家のチームによって、テスト（評価または査定とも呼ばれます）が行われます。
[GC 95014, 17 CCR 52022]

- あなたのすべての権利について、説明を受ける必要があります。
[34 CFR 303.421, GC 95020(c), 17 CCR 52161]
- テストを開始する前に、あなたの書面による許可が必要です。
[34 CFR 303.420, 17 CCR 52162]
- あなたには、テストのプロセスおよび資格に関する話し合いに参加する権利があります。[34 CFR 303.7, 34 CFR 303.321, 34 CFR 303.420, GC 95020, 17 CCR 52040(d), 17 CCR 52082, 17 CCR 52084]
- 評価は、「アーリー・スタート」への紹介日から45日以内に完了しなければなりません。[34 CFR 303.310, 17 CCR 52086(a)]
- あなたは、結果の写しを書面で受け取る権利があります。
[34 CFR 303.310, 17 CCR 52086(a)]
- テストは以下の条件を満たす必要があります：
 1. 可能な限り、家庭で使われている言語で作成されていること。
[34 CFR 303.321(a)(6), 17 CCR 52084(d)(4)]
 2. 公平であり、人種または文化を理由に誰に対しても差別的な扱いをしていないこと。[34 CFR 303.321(a)(4), 17 CCR 52082(g)]
 3. 有資格の専門家によって行われること。[34 CFR 303.321, 17 CCR 52082, 17 CCR 52084]
 4. チームとしての決定がなされること。資格の判断は、ひとつのテストのみの結果に基づくものではないこと。[34 CFR 303.321, 17 CCR 52082]
 5. 完了。チームは、すべての発達領域（思考、運動、言語、理解、生活自立スキル、および社会情緒的スキル）についてテストを行います。[GC 95014, 17 CCR 52022]
- テストは、自宅、公園、保育園など、乳児および幼児が普段過ごしていて居心地の良い場所で行われるべきです。[17 CCR 52082(j), 17 CCR 52084(e)]
- あなたは、ご家族の経済状況、二一ズ、および懸念事項についてのインタビューを受けることを選択できます。[34 CFR 303.321, 17 CCR 52084, 17 CCR 52106]

IFSP（個別家族サービス計画）

お子様が「アーリー・スタート」の対象となる場合、担当チームが個別家族サービス計画（IFSP）を作成します。これは、お子様とご家族に関する懸念事項、目標、および支援内容を詳細に記した計画書です。[17 CCR 52100]

- 最初のIFSP会議は、お子さんが紹介されてから45日以内に開催されなければなりません。[34 CFR 303.20, 34 CFR 303.342, GC 95020(b), 17 CCR 52102]
 - IFSPは6か月ごとに見直しを行い、少なくとも年に一回は更新しなければなりません。[34 CFR 303.342, 17 CCR 52102]
- 親/保護者向けIFSP会議：
- あなたには、ご自身にとって都合の良い日時と場所で、ご家庭で使っている言語で面談を受ける権利があります。[34 CFR 303.342, 17 CCR 52102]
 - 会議の前に、書面による通知を受け取る必要があります。
[34 CFR 303.342, 17 CCR 52102]

- ご家族または支援者を含め、あなたが希望するどなたでも会議に招待することができます。[34 CFR 303.343, 17 CCR 52104]

IFSPの書類について、親/保護者として：

- ご家庭で普段お使いの言語で書かれたIFSPの無料コピーを受け取ることができます。[34 CFR 303.25, 34 CFR 303.409, 17 CCR 52102]
- プランに含まれる各サービスについて、あなたは書面で承諾する必要があります。あるサービスは受諾して、他のサービスは受諾しないことも選べます。あるサービスを断ったからといって、お子様が他のサービスを受けられなくなるわけではありません。[34 CFR 303.342, 34 CFR 303.420, 17 CCR 52102]
- サービスは、お子さんの「自然な環境」（自宅または保育園など）で提供されるべきです。そうでない場合は、プログラムはその理由を書面で説明しなければなりません。[34 CFR 303.13, 34 CFR 303.344, 17 CCR 52106]
- プログラムは、お子様の受給資格、テスト、またはサービスについての変更を提案または拒否する前に、書面による通知をあなたに送らなければなりません。その通知には、彼らが何をしたいか、その理由、およびあなたがそれに異議を申し立てる方法について説明されていなければなりません。[34 CFR 303.421, 17 CCR 52161]

調停会議、適正手続きによる聴問、および州への苦情申立て

お子様の受給資格、テスト、またはサービスについて異議がある場合は、調停、適正手続きによる聴問、および州への苦情申立てを行う権利があります。「アーリー・スタート」プログラムは、これらの選択肢についてあなたに説明する義務があります。[34 CFR 303.432, 17 CCR 52170]

調停

これは、中立的な立場の人（調停人）を交えて行われる、任意参加・非公式・秘密厳守の面談であり、あなたと「アーリー・スタート」プログラムが合意に達するよう支援することを目的としています。異議に関する解決の第一の選択肢として、または適正手続きによる審問や苦情処理手続きのどの段階においても、あなたは調停を申し立てることができます。[34 CFR 303.431, 17 CCR 52173]

- あなたの都合のよい日時と場所で調停を申し込むことができます。[34 CFR 303.431, 17 CCR 52172]
- 参加したくない場合は、調停を断ることもできます。[34 CFR 303.431, 17 CCR 52173]
- 話し合いの内容は非公開であり、将来の聴聞会では使用できません。[34 CFR 303.431, 17 CCR 52173(j)]
- 面談には、別の人または支援者を同伴することができます。[17 CCR 52173(h)]
- 合意に至った場合は、その内容は書面に記録されます。[34 CFR 303.431, 17 CCR 52173(i)]

適正手続きによる聴聞

これは、異議に関する解決のための正式な法的手続きによる聴聞です。[34 CFR 303.430, 17 CCR 52172]

- お子様の受給資格またはサービス内容について異議がある場合は、聴聞を請求することができます。[17 CCR 52172(a)]
- 聴聞会が行われている間も、お子さんはIFSPに定められたサービスを受け続けることができます（保護者の方とプログラム側が変更に合意した場合、またはお子さんが3歳になってプログラムを離れる場合を除きます）。[34 CFR 303.209, 17 CCR 52172(g)]
- 依頼から30日以内に最終決定がなされなければなりません。[34 CFR 303.437(b), 17 CCR 52172(e)]

州に対する苦情申し立て

当該プログラムが州法または連邦法に違反していると思われる場合、あるいは受給資格の認定拒否やサービスの提供拒否といった問題を解決するために、カリフォルニア州発達障害サービス局（DDS）に対して正式な書面による苦情を申し立てることができます。[17 CCR 52170]

- 苦情申立書は書面で作成し、署名する必要があります。問題については詳細に記述する必要があります。[34 CFR 303.434, 17 CCR 52170]
- 苦情には、連絡先情報 [17 CCR 52170(g)]、お子様の氏名と住所 [34 CFR 303.434]、地域センター名、LEA、またはサービス提供者の名称 [17 CCR 52170(g)]、および希望する問題の解決方法 [34 CFR 303.434] を必ず記載してください。
- 苦情の対象となっている機関にも、その写しを送付する必要があります。[34 CFR 303.434, 17 CCR 52170(g)]
- DDSは調査を行い、60日以内に最終的な決定を書面であなたに通知しなければなりません。[34 CFR 303.433, 17 CCR 52171(a)]
- DDSが当該機関の対応に誤りがあったと判断した場合、是正措置を命じることになります。これには、当該機関にサービスの提供を求めたり、あなたが支払ったサービス料金の返金を求めたりすることが含まれます。[17 CCR 52171]

親 / 保護者としては、苦情処理の過程において：

- 苦情申立書の作成については、サービスコーディネーターや支援団体（State Council on Developmental Disabilities または Disability Rights California など）に相談することができます。[17 CCR 52170]
- お子様の情報は厳重に保護されます。[17 CCR 52169]
- 調査期間中、DDSに追加情報を提出することができます。[34 CFR 303.433, 17 CCR 52171(a)]
- DDSは、あなたの苦情を受け取ってから60日以内に、最終的な書面による決定通知をあなたに送らなければなりません。[34 CFR 303.433, 17 CCR 52171(a)]
- また、機関が適正手続きによる審理の最終決定に従わない場合、あなたには苦情を申し立てる権利があります。[34 CFR 303.433, 17 CCR 52171(e)]

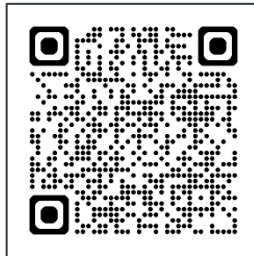
調停または適正手続きによる聴聞の申請は、以下の宛先までお送りください：

Office of Administrative Hearings
Attention: Early Start Intervention Section
2349 Gateway Oaks Drive, Suite 200
Sacramento, CA 95833-4231
電話番号：(916) 263-0654
ファックス番号：(916) 376-6318

署名済みの苦情申立書を以下の宛先までお送りください：

Department of Developmental Services
Attention: Community Appeals and Resolutions Branch
1215 O Street, MS 8-20
Sacramento, CA 95814
電話番号：(833) 538-3723
ファックス番号：(916) 654-3641
Eメール：appeals@dds.ca.gov

保護者の権利および適用される規制に関する詳細情報は、こちらをご覧ください：



「アーリー・スタート」に関する詳細については、「アーリー・スタート・ベイビー・ライン」
(電話番号：800-515-BABY (800-515-2229)) または earlystart@dds.ca.gov までお問い合わせください。